

魚津市告示第162号

D X 推進室設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 5 月 26 日

魚津市長 村椿 晃

D X 推進室設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市行政組織規則（令和 3 年魚津市規則第11号）第 5 条の規定に基づき、D X 推進室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 行政サービスのデジタル化の推進に関する取り組みを強化するため、企画部に D X 推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(分掌事務)

第 3 条 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 魚津市 D X 推進本部に関すること。
- (2) D X 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 部局間等の連携及び円滑な事務の進行のための調整に関すること。
- (4) その他の D X 推進について必要な事項に関すること。

(職及びその職務)

第 4 条 推進室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
室 長	推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
係 長	係の事務を統括し、係員を指揮監督する。
職 員	担当事務を掌理する。

(事務処理の原則)

第 5 条 推進室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第 2 号）、魚津市文書取扱規程（平

成12年魚津市訓令第3号)、魚津市予算の編成及び執行に関する規則(平成29年魚津市規則第2号)、魚津市会計規則(平成29年魚津市規則第3号)、魚津市契約規則(平成29年魚津市規則第4号)及び魚津市公印規則(昭和32年魚津市規則第1号)の規定を準用する。

(文書の記号)

第6条 推進室の文書の記号は、「DX推」とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。